

防衛大学校の受託研究に関する訓令を次のように定める。

昭和62年5月20日

防衛庁長官 栗原祐幸

## 防衛大学校の受託研究に関する訓令

改正 平成元年3月4日庁訓第6号  
平成元年5月29日庁訓第42号  
平成5年4月1日庁訓第16号  
平成17年3月28日庁訓第21号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成24年4月6日庁訓第15号  
平成30年3月30日省訓第26号  
令和元年5月31日省訓第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛大学校（以下「大学校」という。）が、防衛省以外の者から委託を受けて行う理学及び工学に関する研究（以下「受託研究」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の原則)

第2条 受託研究は、大学校の教育及び研究上有意義であると認められる場合に限り行うものとする。

(委託の申請)

第3条 防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、理学及び工学に関する研究を大学校に委託しようとする者（以下「委託者」という。）に別記様式による研究委託申請書（以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。

(受託研究の諾否の決定)

第4条 前条の規定により申請のあつた受託研究の諾否は、学校長が決定する。

2 学校長は、前項の決定を行うに当たっては、次条に規定する受託研究審査委員会の意見をあらかじめ聴取するものとする。

(受託研究審査委員会)

第5条 受託研究の妥当性及び有用性を審議するため、大学校に受託研究審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもつて構成する。

- (1) 総務部長
  - (2) 教務部長
  - (3) 理工学研究科長
  - (4) 先端学術推進機構長
  - (5) 教授（副校長及び前各号に掲げる者が教授の職を兼ねる場合には、当該教授を除く。）のうちから学校長の指名する者9名
- 3 学校長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員に加えることができる。
- 4 委員長は、教官をもつて充てる大学校の副校長をもつて充てる。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ学校長が指名した委員がその職務を行う。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学校長が定める。

（受託契約）

第6条 学校長は、第4条第1項の規定により受託研究を受諾する決定を行つた場合には、次の各号に掲げる事項について委託者と受託研究に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結しなければならない。

- (1) 受託研究の目的及び内容
  - (2) 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）の予定額及び納付期日
  - (3) 受託研究の実施期間
  - (4) 第11条に規定する事項
  - (5) その他受託研究に関し必要な事項
- 2 前項の規定は、受託契約を変更する場合に準用する。

（受託研究費）

第7条 受託研究費は、当該受託研究の実施に必要な謝金、旅費及び研究費（以下「直接経費」という。）並びに当該受託研究の実施に関連し直接経費以外に必要な経費の合計額とし、各費用の算定基準は、学校長が防衛大臣の承認を受けて定める。

- 2 前条第1項に規定する受託契約においては、委託者が当該受託研究の開始の日の前日までに受託研究費の予定額を納付すべき旨を明らかにしなければならない。
- 3 受託研究費の予定額の増額が見込まれるときは、学校長は、当該受託契約を変更し、当該変更のための契約において、委託者が当該増加額を直ちに納付すべき旨を明らかにしなければならない。

（受託研究の中止）

第8条 学校長は、やむを得ない事由が生じたときは、受託研究審査委員会の意見を聴取のうえ受託研究を中止するものとする。

（受託研究費の精算）

第9条 学校長は、受託研究が終了し、又はこれを中止したときは、納付を受けた受託研究費の予定額につき遅滞なく精算しなければならない。

（受託研究結果の公表）

第10条 学校長は、委託者が同意した場合には、受託研究の結果を公表することができる

る。

(委託者の協力)

第11条 学校長は、受託研究を実施するために必要があると認めるときは、受託契約の定めるところにより、委託者に対し、資材又は設備の提供、研究補助者の派遣その他必要な協力を求めることができる。

(防衛大臣に対する報告)

第12条 学校長は、申請書の提出があつたとき、受託契約を締結し、又は変更したとき及び受託研究を中止したときは、直ちに防衛大臣に報告しなければならない。

第13条 学校長は、受託研究が終了したときは、当該受託研究の結果を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和62年5月20日から施行する。

附 則 (平成元年3月4日庁訓第6号) (抄)

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成元年5月29日庁訓第42号)

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日庁訓第16号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日庁訓第21号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日省訓第22号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日省訓第15号)

1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日省訓第26号)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月31日省訓第5号) (抄)

1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。

別記様式（第3条関係）

研 究 委 託 申 請 書

令和 年 月 日

防衛大学校長 殿

申請者住所

氏名（名称及び代表者名） 印

下記による研究の委託に関し申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究に要する経費の希望
- 4 研究期間
- 5 提供物品（設備等）
- 6 その他参考事項